

## 企業誘致推進庁内連絡会議設置要綱

(目的)

第1条 市内の工場用地・業務系事務所等に係る情報や事業所等の移転・集約・再編等に係る情報の共有と、効率的・効果的な事業所等の立地誘導に向け、庁内における連絡協議等を進めることを目的とする。

(組織)

第2条 前条の目的を達成するため、必要な調整を行うため、企業誘致推進庁内連絡会議（以下、「会議」という。）を設置する。

2 会議は座長及び委員をもって構成し、別表1に掲げる職員をもって充てる。

3 前項に掲げる委員のほか、座長が必要に応じて、臨時の委員を置くことができる。

4 会議は必要に応じて、座長が招集する。

(会議の協議事項等)

第3条 会議は、次の事項について、協議するものとする。

(1) 市内事業所の移転・集約・再編等の情報に関すること。

(2) 空き工場用地の情報、オフィスビル・商業施設等の稼働状況・テナントの動向に関すること。

(3) その他、企業誘致推進の調整に関すること。

(事務局)

第4条 会議の庶務は、経済労働局経営支援部経営支援課において処理をする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は経済労働局長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年6月10日から施行する。

この要綱は、平成23年8月19日から施行する。

この要綱は、平成24年7月30日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表1（第2条第2項関係）

座長	経済労働局 経営支援部長
委員	総務企画局 都市政策部 企画調整課長
	総務企画局 公共施設総合調整室 担当課長
	まちづくり局 総務部 企画課長
	まちづくり局 市街地整備部 地域整備推進課長
	港湾局 港湾経営部 経営企画課長
	経済労働局 産業政策部 企画課長
	経済労働局 経営支援部 経営支援課長
	経済労働局 経営支援部 経営支援課 担当課長
	経済労働局 観光・地域活力推進部 担当課長
	経済労働局 イノベーション推進部 担当課長
	臨海部国際戦略本部 事業推進部 担当課長
	臨海部国際戦略本部 成長戦略推進部 担当課長